

平成 21 年度 工事監査報告書

狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び
特別活動室等整備工事

総務部管財課（工事担当課）

総務部総務課（契約担当課）

教育部学校教育課（施設担当課）

監査委員事務局

平成 21 年度工事監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

第 2 監査の対象

1 工事件名

狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び特別活動室等整備工事

2 工事の概要等

- (1) 工事場所 狛江市猪方一丁目 11 番 1 号
(2) 発注者 狛江市長 矢野 裕
(3) 所管課 総務部管財課 (工事担当課)
総務部総務課 (契約担当課)
教育部学校教育課 (施設担当課)

(4) 工事概要

特別活動室：新設施設

鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 303.25 m²

渡り廊下：新設施設

鉄骨造平屋建 延床面積 32.44 m²

体育倉庫：新設施設

コンクリートブロック造平屋建 延床面積 69.82 m²

屋内運動場：既存施設

鉄骨ブレース新設(8 箇所) 内部塗装工事

アスベスト成形板撤去工事 建具改修工事

外壁角波サイディング工事 屋根断熱塗装工事

校舎棟：既存施設

ランチルーム空調改修工事

- (5) 請負業者 建築工事 (株) 浅沼組多摩営業所
電気設備工事 川合電気設備 (株)
機械設備工事 東京ガスライフバル西大田 (株)
昇降機設備工事 東芝エレベータ (株) 西東京支店

- (6) 請負金額 建築工事 変更前 106,365,000 円
変更後 107,384,550 円
電気設備工事 17,220,000 円
機械設備工事 31,447,500 円
昇降機設備工事 変更前 6,877,500 円
変更後 7,849,800 円

(7) 契約年月日

建築工事、電気設備工事、機械設備工事	平成 21 年 6 月 18 日
昇降機設備工事	平成 21 年 6 月 22 日

(8) 変更承諾年月日

建築工事	平成 21 年 10 月 20 日
昇降機設備工事	平成 21 年 10 月 7 日

(9) 工期

建築工事、電気設備工事、機械設備工事	平成 21 年 6 月 19 日から平成 22 年 2 月 15 日
昇降機設備工事	平成 21 年 6 月 23 日から平成 22 年 2 月 15 日

第3 監査の範囲

工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工

第4 監査の期間

平成 21 年 11 月 11 日から平成 22 年 3 月 12 日

第5 実地監査日

平成 21 年 12 月 22 日

第6 監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

第7 監査の主眼及び方法

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「社団法人 日本技術士会」の協力を得て実施した。

第8 監査の結果

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、執行されているものと認められるものの、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

耐震補強された屋内運動場は、昭和47年3月に建設され、既に40年弱を経過していたが、平面形、立面形がいずれもほぼ整形でかつ大きな偏心がない建物であったことから、改築でなく補強改修工事を選択されたことは適切な判断であった。また、補強箇所も桁方向（南北方向）軸組に8箇所のブレースの付け替えのみで耐震性が大きく改善され、非常に経済的な改修工事であったと思われる。

また、特別活動室その他新築工事においても、建物仕上仕様と建設コストのバランスからみて、大変調和のとれた建物に納まっていると判断される。

一方、工期的な遅れが見受けられたので、竣工日までの工事監理、施工管理、安全管理に無理が生じないように十分な配慮が必要である。また、今回の工事の遅れの原因を正確に分析し、今後の対策に反映させることが肝要である。

1 設計について

屋内運動場の主たる改修設計は、鉄骨ブレースによる耐震補強設計で、社団法人「文教施設協会」で厳正な審査を受けたものとなっている。

特別活動室は、バリアフリー、だれでもトイレ、スロープの設置、エレベータの設置、更に森林再生に向けて間伐材の活用に取り組み小菅村産材のヒノキを腰壁に使用するなど、児童に優しい設計になっている。

また、耐震構造的には、柱、梁ともに階数の割には大きめの断面になっていて安定的であるが、その安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するのが望ましい。

なお、建築工事図面の内部仕上表において、1・2階多目的スペース及び1階ワークスペースの床仕上げが一部床暖房と表記されている誤記が見受けられた。関連設備工事の図面との整合性を確認するなど、チェック体制等により適正な事務処理に努めていただきたい。

2 契約について

契約においては、実施設計委託において、耐震評定を取得するための業務スケジュールに支障をきたし耐震補強工法を確定することができないため、履行期日を約1ヶ月程延長された。また、工事監理業務委託においても、プール改修工事の追加及び特別活動室昇降機械設備工事の一部変更に伴う監理業務委託の変更のために、それぞれにおいて契約変更の承諾書が交わされている。

第三者機関の審査や評定取得が設計過程において、不可欠として避けられない場合は、かなり早目の準備、対応が必要であることを、これを機会に十分に認識していただきたい。

3 施工について

工事工程表からみると、全体工事が遅れていた。工程を管理することは、請

負者の義務であるが、請負者のみその責を問えるものではなく、工事監理する発注者側においても十分な配慮が必要であると思われる。

また、現場記録写真の整理も悪く、全体工程の中で終了間近い現場であれば、工事種別ごとに写真の工事説明メモが記入されて、整理されているのが普通である。工事監理業務委託の業務内容を再度精査し、やるべき作業や、残しておくべき監理記録書類の作成など再確認が必要である。